



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.62

発行：東濃西部広域行政事務組合

賃貸住宅の退去時のトラブルは、入居時に防ぐべき！

消費生活相談窓口には「賃貸住宅を退去するときに、壁紙の張り替えや畳のタバコの焦げ跡などの修繕費用でトラブルとなった」という相談が寄せられます。

賃貸住宅の修繕の貸主負担部分、借主負担部分などの修繕の考え方は国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されていますので、退去時に納得できない場合はガイドラインを参考に交渉してみましょう。

貸主に負担が求められるのは、わざと傷をつけた場合、誤って汚した場合などです。退去時に自分が付けた傷や汚れでないことを主張するためには、入居時に大家立ち会いのもと部屋を確認しておくといよいでしょう。そして、傷等を見つけたら写真を撮るなど証拠を残しましょう。



ほんとーに
こんな相談ありました



手軽に借入ができるという広告がスマホにあった。個人情報などを入力したらすぐに銀行口座に入金された。2万円借り、翌週には1万円の利息を払う約束だった。毎週1万円を払うことしかできず、なかなか元本が返済できない。

ソフトヤミ金と言われる業者で、スマホで申込後、銀行口座にお金がすぐに振り込まれるなど、借入審査がないため、気軽に利用する人がいます。また、2万円の借入に対し、1週間で1万円の利息は違法な金利です。このような違法業者は支払いが滞ると家族や職場に取り立てを行うなどの嫌がらせをすることがあります。違法業者からの借り入れは絶対に利用してはいけません。万が一、利用してしまった場合は、すぐに警察に相談してください。

11月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	29件
訪問販売	21件
訪問購入	2件
通信販売	24件
連鎖販売	0件
電話勧誘	7件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	22件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活圏ですが、生活圏以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業